

## 家族法制部会第30回会議・議事速報

2023年8月29日、法制審議会・家族法制部会の第30回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、三巡目までの調査審議も踏まえて各論点についての全体像を整理した要綱案の取りまとめに向けたたたき台（部会資料30-1）及びその補足説明（部会資料30-2）が示された上で、次のような各論点についての議論がされた。

親子関係に関する基本的な規律に関しては、子との関係での父母の責務を明確化するための規律を整備するものとする事についての議論がされ、多くの委員・幹事からは、そのような規律を設けることに賛成する意見が出された。その上で、父母の責務の具体的な内容等については、引き続き検討する必要があるなどの指摘がされた。

親権の行使に関する規律に関しては、①父母双方が親権者となる場合は、親権は父母が共同して行うものとしつつ、子の利益のため急迫の事情があるときや監護及び教育に関する日常の行為をするときなどには、親権の単独行使を可能とするものとし、②特定の事項に係る親権の行使について父母の協議が調わない場合に、家庭裁判所が当該事項に係る親権を父母の一方が単独で行うことを定めることができるものとする事についての議論がされた。

父母の離婚後等の親権者の定めに関しては、父母の離婚後は必ずその一方を親権者と定めなければならないとする現行民法の規定を改めた上で、③父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定めるものとする事や、④裁判上の離婚の場合には、裁判所が父母の双方又は一方を親権者と定めるものとし、⑤その判断の際に裁判所が親子の関係や父母相互間の関係を考慮するものとし、⑥協議上の離婚等の際の父母の合意形成過程が適正でない場合には、親権者変更の手続により親権者の定めを是正することができるようにすることなどについての議論がされた。

監護者の定めに関しては、監護者を父母の一方に定めることを一律には要求しないとの整理を前提として、⑦監護者が定められた場合には、その者が身上監護を単独で行うことができ、また、監護者でない親権者も、監護者による子の監護を妨げない限度で監護及び教育に関する日常の行為を行うことができるものとする事についての議論がされた。

これらのいずれの論点についても、たたき台（部会資料30-1）で示された内容に賛成する意見と、その内容の修正を提案する意見が出されたが、時間の関係で、今回の会議で一定の結論を出すのではなく、次回会議においても引き続き議論されることとなった。

次回の会議では、たたき台（部会資料30-1）において示されている他の項目（養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等）も含め、引き続き議論を継続する予定である。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。